

議第58号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

「	2,483	円
730	730	」

を

「	2,528	円
743	743	」

に,

「	4,137	」
2,119	2,158	」

を

「	4,213	」
2,158	2,158	」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市と畜場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。